

令和7年 第1回

かつらぎ町議会定例会（7月第2回会議）

議 案

令和7年7月29日提出

令和7年第1回かつらぎ町議会定例会（7月第2回会議）付議事件

議案第94号	かつらぎ町立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例制定 について	1
議案第95号	かつらぎ町下水道事業運営審議会条例制定について	3
議案第96号	かつらぎ町過疎地域持続的発展計画の変更について	6
議案第97号	令和7年度かつらぎ町一般会計補正予算（第5号）	7
議案第98号	令和7年度かつらぎ町水道事業会計補正予算（第2号）	14
議案第99号	令和7年度かつらぎ町下水道事業会計補正予算（第2号）	18

議案第 94 号

かつらぎ町立公民館設置及び管理条例の一部を改正する
条例制定について

かつらぎ町立公民館設置及び管理条例（昭和33年かつらぎ町条例第18号）
の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和7年7月29日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 かつらぎ町立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例（案文別記）
- 2 提案理由
公民館に自動販売機の設置を行うため、所要の改正を行いたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 月 日

かつらぎ町長

令和 7 年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例

かつらぎ町立公民館設置及び管理条例（昭和 33 年かつらぎ町条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

公民館に設置する自動販売機	1 台につき	売上金額の 10% 以上 25% 以内
---------------	--------	------------------------

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。
（かつらぎ町立公民館設置及び管理に関する条例の一部改正）
- かつらぎ町立公民館設置及び管理に関する条例（令和 7 年かつらぎ町条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 に次のように加える。

公民館に設置する自動販売機	1 台につき	売上金額の 10% 以上 25% 以内
---------------	--------	------------------------

議案第 95 号

かつらぎ町下水道事業運営審議会条例制定について

かつらぎ町下水道事業運営審議会条例を次の理由により、別案のとおり制定するものとする。

令和7年7月29日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 かつらぎ町下水道事業運営審議会条例（案文別記）
- 2 提案理由
下水道事業の運営審議会を設置するため、必要な事項を定めたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町下水道事業運営審議会条例をここに公布する。

令和7年 月 日

かつらぎ町長

令和7年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町下水道事業運営審議会条例

(設置)

第1条 水道事業及び下水道事業管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）は、下水道事業の適正かつ効率的な運営を図るため、附属機関としてかつらぎ町下水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、管理者の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議し、その結果を答申するものとする。

- (1) 下水道事業の実態調査及び経営方策に関すること。
- (2) 下水道使用料の改定に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 下水道事業に関する経験や知識がある者
- (2) 企業経営に関する経験や知識がある者
- (3) 自治区の代表者
- (4) かつらぎ町の公共下水道使用者
- (5) かつらぎ町の公共下水道を使用する企業の代表者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他管理者が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、前項第3号、第5号及び第6号に掲げ

る者のうちから任命された委員の任期は、その職にある期間とする。

4 補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(秘密保持)

第6条 委員及び前条第4項の規定により会議に出席した者は、審議会で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、上下水道課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員には、報酬及び費用弁償を支給する。

2 報酬の額及び支給方法並びに費用弁償の種類、額及び支給方法については、かつらぎ町の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和37年かつらぎ町条例第9号)に定めるところによる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 96 号

かつらぎ町過疎地域持続的発展計画の変更について

かつらぎ町過疎地域持続的発展計画を次のとおり変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年7月29日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

かつらぎ町過疎地域持続的発展計画第10項第3号の表中

「

(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	集会所維持事業	かつらぎ町	
---------------------------	---------	-------	--

」を

「

(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	集会所維持事業	かつらぎ町	
(3) その他	地域内生活拠点整備事業	かつらぎ町	

」に

改める。

議案第 97 号

令和7年度かつらぎ町一般会計補正予算（第5号）

令和7年度かつらぎ町一般会計補正予算（第5号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ20,477千円を追加し、歳入歳出それぞれ12,248,699千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年7月29日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

地域内生活拠点整備事業、下水道事業会計繰出金、補助金の交付決定に伴い予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正（第5号）

第1表
(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15	国庫支出金	1,387,958	45,977	1,433,935
	2 国庫補助金	679,387	45,977	725,364
16	県支出金	741,513	△2,500	739,013
	2 県補助金	283,245	△2,500	280,745
19	繰入金	935,954	△23,000	912,954
	2 基金繰入金	935,951	△23,000	912,951
補正されなかった款項にかかると分		9,162,797		9,162,797
歳入合計		12,228,222	20,477	12,248,699

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2	総務費	1,701,012	20,076	1,721,088
	1 総務管理費	1,366,328	20,076	1,386,404
8	土木費	1,333,154	203	1,333,357
	4 都市計画費	324,437	203	324,640
14	予備費	30,156	198	30,354
	1 予備費	30,156	198	30,354

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
補正されなかつた款項にかかる分		9,163,900		9,163,900
歳出	合計	12,228,222	20,477	12,248,699

歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 5 号)

1. 総括表

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	1,387,958	45,977	1,433,935
16 県支出金	741,513	△2,500	739,013
19 繰入金	935,954	△23,000	912,954
補正されなかつた款項にかかる分	9,162,797		9,162,797
歳入合計	12,228,222	20,477	12,248,699

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				財源		
				特 国庫支出金	定 地方債	源 その他
2 総務費	1,701,012	20,076	1,721,088	43,477		△23,401
8 土木費	1,333,154	203	1,333,357			203
14 予備費	30,156	198	30,354			198
補正されなかつた款項にかかる分	9,163,900		9,163,900			
歳出合計	12,228,222	20,477	12,248,699	43,477		△23,000

1. 歳入

国庫支出金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
15		国庫支出金	千円 1,387,958	千円 45,977	千円 1,433,935		千円	
	2	国庫補助金	679,387	45,977	725,364			
		1 総務費国庫補助金	115,930	45,977	161,907			
						7 地域公共交通確保維持改善事業費補助金	25,977	25,977-0
						8 過疎地域持続的発展支援交付金	20,000	20,000-0
16		県支出金	741,513	△2,500	739,013			
	2	県補助金	283,245	△2,500	280,745			
		1 総務費県補助金	2,512	△2,500	12			
						2 和歌山県地域生活交通確保支援事業費補助金	△2,500	△2,500-2,500
19		繰入金	935,954	△23,000	912,954			
	2	基金繰入金	935,951	△23,000	912,951			
		1 基金繰入金	935,951	△23,000	912,951			

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
		千円	千円	千円	1 財政調整基金繰入金	千円 △23,000	561,700-584,700 千円
	歳入合計	12,228,222	20,477	12,248,699			

2. 歳出

総務費

款	項	目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
2		総務費	千円 1,701,012	千円 20,076	千円 1,721,088	千円 43,477	千円	千円	千円		千円	
	1	総務管理費	1,366,328	20,076	1,386,404	43,477		△23,401	△23,401			
		7 企画費	271,125	20,076	291,201	20,000		76	76	11 役員費	76	車共済費
		10 交通政策費	84,793		84,793	23,477		△23,477	△23,477	12 委託料	20,000	地域内生活拠点整備業務委託料
8		土木費	1,333,154	203	1,333,357			203	203			
	4	都市計画費	324,437	203	324,640			203	203			
		1 都市計画総務費	225,073	203	225,276			203	203			
										27 繰出金	203	下水道事業会計繰出金
14		予備費	30,156	198	30,354			198	198			
	1	予備費	30,156	198	30,354			198	198			
		1 予備費	30,156	198	30,354			198	198			
		歳出合計	12,228,222	20,477	12,248,699	43,477		△23,000	△23,000			

議案第 98 号

令和7年度かつらぎ町水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和7年度かつらぎ町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次のとおりとする。

第2条 令和7年度かつらぎ町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（1） 上水道の部

支出

（単位：千円）

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	316,588	1,960	318,548
第4項 特別損失	1,020	1,960	2,980

令和7年7月29日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

過年度水道料金の漏水減免について予算措置いたしたい。

令和 7年度 かつらぎ町水道事業会計収入支出補正予算総括表

(単位：千円)

款	既 決 予 定 額		補 正 額			計
	上水道の部	簡易水道の部	花園梁瀬簡易水道の部	上水道の部	簡易水道の部	
(収 益 的 収 入)						
1 水 道 事 業 収 益	283,867	113,930	4,305	0	0	402,102
(資 本 的 収 入)						
1 資 本 的 収 入	265,898	125,880	852	0	0	392,630
収 入 合 計	549,765	239,810	5,157	0	0	794,732
(収 益 的 支 出)						
1 水 道 事 業 費 用	316,588	132,717	6,444	1,960	0	457,709
(資 本 的 支 出)						
1 資 本 的 支 出	462,837	144,152	1,554	0	0	608,543
支 出 合 計	779,425	276,869	7,998	1,960	0	1,066,252
収 支 差 引	△ 229,660	△ 37,059	△ 2,841	△ 1,960	0	△ 271,520

令和7年度 かつらぎ町水道事業会計収入支出補正予算事項別明細書 (第2号)
(上 水 道 の 部)

1. 総括 (収入) (単位:千円)

款	補正前の予定額	補正予定額	計	
			補正予定額	計
(収益的収入)				
1 水道事業収益	283,867	0	283,867	283,867
(資本的収入)				
1 資本的収入	265,898	0	265,898	265,898
収入合計	549,765	0	549,765	549,765

1. 総括 (支出) (単位:千円)

款	補正前の予定額	補正予定額	計	補正予定額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(収益的支出)							
1 水道事業費用	316,588	1,960	318,548				1,960
(資本的支出)							
1 資本的支出	462,837	0	462,837				
支出合計	779,425	1,960	781,385				1,960

3. 支出 (収益的支出)

款項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
					国県支出金	特定地方債	その他	一般財源	区分	金額	
1	水道事業費用	千円 316,588	千円 1,960	千円 318,548	千円	千円	千円	千円 1,960		千円	
	4 特別損失	1,020	1,960	2,980				1,960			
	4 過年度損益修正損	1,000	1,960	2,960				1,960	1 過年度損益修正損	1,960	過年度水道料金更正等
	支出合計	316,588	1,960	318,548				1,960			

議案第 99 号

令和7年度かつらぎ町下水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和7年度かつらぎ町下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次のとおりとする。

第2条 令和7年度かつらぎ町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入		(単位：千円)		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	下水道事業収益	436,235	203	436,438
第2項	営業外収益	268,285	203	268,488
支出		(単位：千円)		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	下水道事業費用	460,439	203	460,642
第1項	営業費用	423,186	203	423,389

令和7年7月29日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

かつらぎ町下水道事業運営審議会を開催するにあたり、委員の報酬等を予算措置いたしたい。

令和7年度 かつらぎ町下水道事業会計収入支出補正予算事項別明細書 (第2号)

1. 総括 (収入)

(単位:千円)

款	補正前の予定額	補正予定額	計	
			補正予定額	計
(収益的収入)				
1 下水道事業収益	436,235	203	436,438	
(資本的収入)				
1 資本的収入	201,947	0	201,947	
収入合計	638,182	203	638,385	

1. 総括 (支出)

(単位:千円)

款	補正前の予定額	補正予定額	計	補正予定額の財源内訳		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
(収益的支出)						
1 下水道事業費用	460,439	203	460,642			203
(資本的支出)						
1 資本的支出	295,595	0	295,595			
支出合計	756,034	203	756,237			203

2. 収入 (収益的収入)

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
1	下水道事業収益	千円 436,235	千円 203	千円 436,438		千円	
	2 営業外収益	268,285	203	268,488			
	2 他会計補助金	118,020	203	118,223	1 一般会計補助金		一般会計繰入金
	収入合計	436,235	203	436,438			

3. 支出 (収益的支出)

款項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
					国県支出金	特定地方債	その他	区分		金額		
1	下水道事業費用	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円				
		460,439	203	460,642		203						
	2 営業費用	423,186	203	423,389			203					
	2 総係費	40,832	203	41,035			203					
									6 法定福利費		9	非常勤公務災害負担金 (汚水)
									7 報酬		168	下水道事業運営審議会委員報酬
									8 旅費		18	費用弁償 (汚水)
									26 食糧費		8	会議用
	支出合計	460,439	203	460,642			203					

給 与 費 明 細 書

(下水道事業)
(単位：千円)

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費				法定福利費	合 計
	特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
補正後								
損益勘定支弁職員	6	4 (0)	168	15,899	7,837	23,904	5,281	29,185
資本勘定支弁職員								
合 計	6	4 (0)	168	15,899	7,837	23,904	5,281	29,185
補正前								
損益勘定支弁職員		4 (0)		15,899	7,837	23,736	5,272	29,008
資本勘定支弁職員								
合 計		4 (0)		15,899	7,837	23,736	5,272	29,008
比較								
損益勘定支弁職員	6		168			168	9	177
資本勘定支弁職員								
合 計	6		168			168	9	177

区 分	扶 養 手 当	期 末 勤 勉 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	超 勤 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	地 域 手 当
補正後	313	5,169	176	104	1,423		480	
補正前	313	5,169	176	104	1,423		480	
比 較								
区 分	徴 収 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	兒 童 手 当					合 計
補正後		12	160					7,837
補正前		12	160					7,837
比 較								
区 分 一人当たり給与費 (千円)								
補正後 5,934								
補正前 5,934								

※ () 内は、短時間勤務職員 (地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。) について示している。

給 与 費 明 細 書

ア 会計年度任用職員以外の職員

(下水道事業)
(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費			法定福利費	合 計
	特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当		
補正後	6	3 (0)	168	13,184	6,699	4,522	24,573
損益勘定支弁職員							
資本勘定支弁職員							
合 計	6	3 (0)	168	13,184	6,699	4,522	24,573
補正前							
損益勘定支弁職員							
資本勘定支弁職員							
合 計							
損益勘定支弁職員	6	3 (0)	168	13,184	6,699	4,513	24,396
資本勘定支弁職員							
合 計	6	3 (0)	168	13,184	6,699	4,513	24,396
比 較							
損益勘定支弁職員							
資本勘定支弁職員							
合 計							

手 当 の 内 訳	手 当 の 内 訳									
	扶 養 手 当	期 末 勤 勉 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	超 勤 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	地 域 手 当	管 理 職 手 当	合 計
区 分										
補正後	313	4,085	135	104	1,410		480			
補正前	313	4,085	135	104	1,410		480			
比 較										
区 分	徴 収 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	兒 童 手 当							
補正後		12	160							6,699
補正前		12	160							6,699
比 較										
区 分	一 人 当 た り 給 与 費 (千 円)									
補正後	6,628									
補正前	6,628									

給 与 費 明 細 書

イ 会計年度任用職員

(下水道事業)
(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費				法定福利費	合 計
	特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
損益勘定支弁職員		1 (0)		2,715	1,138	3,853	759	4,612
資本勘定支弁職員								
合 計		1 (0)		2,715	1,138	3,853	759	4,612
損益勘定支弁職員		1 (0)		2,715	1,138	3,853	759	4,612
資本勘定支弁職員								
合 計		1 (0)		2,715	1,138	3,853	759	4,612
損益勘定支弁職員								
資本勘定支弁職員								
合 計								

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	期 末 勤 勉 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	超 勤 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	地 域 手 当
補正後			1,084	41			13		
補正前			1,084	41			13		
比 較									
区 分									合 計
補正後									1,138
補正前									1,138
比 較									

区 分	一人当たり給与費 (千円)
補正後	3,853
補正前	3,853

